

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(グアテマラ産ごまの種子及びその加工品)

平成19年度輸入食品等モニタリング計画については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年9月21日付け食安輸発第0921001号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、グアテマラ産ごまの種子において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

なお、計画輸入されているグアテマラ産ごまの種子については、下記の輸入者に対して指導する自主検査及びモニタリング検査の頻度が確保されるよう企画情報課検疫所業務管理室で調整を行うので、計画輸入の提出を受けている検疫所においては、当該輸入者に対し、到着予定年月の前月に輸入者名、輸入年月日、荷捌予定、通関業者等検査に必要な情報の提供を求め、その都度、企画情報課検疫所業務管理室に当該情報を連絡するようお願いします。

記

1 対象食品

グアテマラ産ごまの種子及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) PROMOCIONES DE EXPORTACION, S. A.が輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、クロルピリホスに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（クロルピリホスを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：ごまの種子
2. 生産国：グアテマラ
3. 輸 出 者：PROMOCIONES DE EXPORTACION, S. A.
4. 検査結果：クロルピリホス 0.7ppm（基準値：0.1ppm）
5. 検 疫 所：横浜検疫所（届出受付番号：第29102246960号1欄）
6. 輸 入 者：双日 株式会社